

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2第1項第4号に基づき、産業廃棄物処理業の許可を取り消した。

2 行政処分の内容

事業者の氏名又は名称 (所在地)	有限会社貞尾興業 代表取締役 田尻 雅利 広島市東区馬木町1119番地1
許可の状況	【産業廃棄物収集運搬業】 許 可 番 号：07310001210 許 可 年 月 日：令和4年12月15日 【産業廃棄物処分業】 許 可 番 号：07320001210 許 可 年 月 日：令和4年4月14日
処分の年月日	令和6年11月22日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消し
処分の理由	同社の役員は、令和元年6月14日付けで、広島地方裁判所において、覚醒剤取締法違反により、懲役刑が確定し、令和2年11月25日に刑の執行が終了した。 このことにより、産業廃棄物処理業の許可の取消しを規定する法第14条の3の2第1項第4号に該当（法第14条第5項第2号ニにおいて規定する同号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当）するため。